

# 被扶養利益に対する侵害

波多江 久美子

## 1 はじめに

2017年7月25日に開催された定例研究会（以下「本研究会」という。）において、被扶養利益に対する侵害をテーマとして報告させていただく機会を得た。本研究会では、ご出席の先生方からとても貴重なご意見を伺うことができた。この報告内容については、その後『実務 交通事故訴訟体系』第3巻第3編（ぎょうせい・平成29年11月）において「被扶養利益侵害」というテーマで掲載させていただいたため、本稿では本研究会での報告の要旨を紹介するにとどめることとする。詳細については、上記拙稿をご覧ください。<sup>注1</sup>

## 2 問題の所在

不法行為によって被害者が死亡した場合の財産的損害の賠償については、死亡した被害者自身が事故によって死亡しなければ得られたであろう収入相当額についての損害賠償請求権を得、相続人が相続によりこれを取得するという「相続構成」と呼ばれる考え方と、遺族が扶養請求権ないし扶養を受ける利益を侵害されたことにより固有の損害賠償請求権を取得するという「扶養構成」と呼ばれる考え方がある。裁判実務では一般に「相続構成」による賠償請求がなされ、「相続構成」による賠償が定着しているが、「相続構成」の考え方は「扶養構成」による賠償請求を否定するものではない。最高裁の判例においても、「扶養構成」に基づく損害賠償請求は肯定されている（最判平成5年4月6日民集47巻6号4505頁、以下「平成5年最判」という。最判平成12年9月7日判時1728号29頁、以下「平成12年最判」という。）。ただ、このように両構成が併存する状況下で、「扶養構成」による賠償請求についていくつかの問題点があるほか、両請求の相互関係について問題が生じている。本研究会では、これらの問題について、学説の議論及び裁判例の状況を踏まえて整理及び検討を試みた。

## 3 賠償請求権の主体

### (1) 被侵害利益の問題

「扶養構成」による損害賠償請求権の主体については、扶養請求権を侵害された者と解するか、事実上の扶養関係を侵害された者で足りるかという問題がある。不法行為の成立要件としては法律上保護される利益で足りること、平成5年最判及び平成12年最判も「扶養利益」の喪失による損害賠償を肯定していることから、この点については被侵害利益を「扶養請求権」を含む「扶養利益」とした上で、主として裁判例に現れた具体例を検討した。

## (2) 扶養利益喪失損害の主体

まず取り上げたのは、①内縁の配偶者、②母・未認知の子、③相続放棄をした遺族である。これらについて、「扶養構成」による損害賠償請求を肯定した裁判例がある。④相続人が相続放棄をしないまま「扶養構成」による賠償請求をした場合については、裁判例は見当たらなかったが、被害者に扶養されていた妻と成人して独立した子が相続人の場合の妻のように、事案によっては「扶養構成」の方が「相続構成」よりも賠償額が高くなる場合があり、相続人があえて「扶養構成」を採る可能性もあろう。平成12年最判は、「右配偶者等は相続放棄をしたときであっても、加害者に対し、扶養利益の喪失による損害賠償を請求することができる」と述べていることからすると、相続放棄をしないまま「扶養構成」による賠償を選択することも可能とする趣旨のようにも思われる。もっともこれを肯定すると、被扶養者であり相続人である者は、被害者の逸失利益から扶養利益喪失分を控除した残額について、自己の相続分に応じて相続するかという問題が生じる。

## 4 扶養利益の侵害による損害賠償請求の要件

### (1) 扶養可能状態と要扶養状態

従来一般に、「扶養構成」による賠償請求の要件として、①被害者の「扶養可能状態」と、②遺族の「要扶養状態」が必要であるとされてきたが、上記②の要件の必要性については議論もあった。この点に関し、平成5年最判は、「内縁の配偶者が他方の配偶者の扶養を受けている場合において、その他方の配偶者が保有者の自動車の運行によって死亡したときは、内縁の配偶者は、自己が他方の配偶者から受けることができた将来の扶養利益の喪失を損害として、保有者に対してその賠償を請求することができる」とした。

### (2) 裁判例の傾向と検討

平成5年最判において、扶養利益の侵害による賠償請求の可否に対する最高裁の見解が示されたことから、「扶養構成」による賠償請求の要件について、平成5年最判前の「扶養構成」による賠償請求肯定例、同請求否定例、平成5年最判後の同請求肯定例、同請求否定例と、傾向の変化に着目して下級審裁判例を検討した。平成5年最判以降の裁判例は、平成5年最判を受けて、概ね、遺族が「被害者の扶養を受けて」いるという事実状態の存在を必要としているかの観があり、これが「扶養構成」による賠償請求の要件とされているようであった。そこで、裁判例がどのような事実認定のもとに「扶養を受けて」いたとしているのか検討した。

### (3) 家事従事者の死亡と扶養利益

この点に関し問題となるのが、被害者が家事従事者であった場合に、残された遺族が扶養利益を侵害されたとして賠償請求をすることができるのかという点である。例えば、内縁夫婦の一方が稼働して収入を得、他方が家事労働に従事していたところ、家事労働に従事する内縁の配偶者が不法行為により死亡した場合、稼働収入を得ていた残存配偶者は被害者の家事労働を享受していたことをもって、「扶養を受けて」いたといえるかという問題である。この点についての下級

審裁判例を紹介するとともに、若干の検討を行った。

## 5 扶養利益の侵害による損害賠償額の算定方法

### (1) 平成12年最判

扶養利益の侵害による損害賠償額の算定方法について、平成12年最判は、「扶養利益喪失による損害額は、相続により取得すべき死亡者の逸失利益の額と当然に同じ額となるものではなく、個々の事案において、扶養者の生前の収入、そのうち被扶養者の生計の維持に充てるべき部分、被扶養者各人につき扶養利益として認められるべき比率割合、扶養を要する状態が存続する期間などの具体的事情に応じて適正に算定すべきである」との判断を示した。このように、扶養利益の侵害による損害賠償額については、個々の事案において、具体的事情に応じた算定をすることが求められている。

### (2) 具体的な算定方式

裁判において採用され、あるいは学説上提唱されている算定方式としては、具体的に認定された扶養料額×扶養を受けられる期間に対応するライプニッツ係数とする方法（A方式）、年間の扶養利益額 $\{$ 被害者の逸失利益算定の基礎となった年間収入－被害者本人の生活費 $\} \times$ 家族構成を考慮しながら決定される扶養の比率割合 $\} \times$ 扶養関係の存続期間（ただし、一時に請求する場合は中間利息を控除する）とする方法（B方式）、被害者の逸失利益額×各遺族の扶養の比率割合とする方式（C方式）がある。

### (3) 裁判例の傾向と検討

平成以降の下級審裁判例を、昭和の裁判例と比較して検討したところ、かつては具体的な扶養料額を認定するA方式に立つものが多かったが、最近では、被害者の逸失利益額に扶養割合を乗じるC方式に立つものが多くみられるようになってきているようであった。もっとも、この方式をとった例は配偶者からの請求事例がほとんどであることから、下級審裁判例がA及びB方式による必要はないとする傾向にあるかは即断はできない。

## 6 「扶養構成」による賠償請求と「相続構成」による賠償請求との関係

「扶養構成」による損害賠償請求は、被扶養者が受けることができたであろう将来の扶養利益の喪失を損害としてその賠償を求めるものであるが、その将来の扶養利益というのは、死亡した被害者の死亡逸失利益から支出されるものである。そして、「相続構成」による損害賠償請求は、死亡した被害者の損害賠償請求権の相続を根拠とするわけであるから、被扶養者の扶養利益喪失損害についての賠償請求権と、被害者の死亡逸失利益分についての相続人の損害賠償請求権は、いずれもその原資は死亡した被害者の死亡逸失利益にある。両請求はどのような関係にあるのか。内縁の配偶者を「扶養構成」による損害賠償請求の主体とした上で検討した。

### (1) 議論の状況

裁判例を見ると、内縁の配偶者の「扶養構成」による損害賠償請求事件は、相続人の「相続構成」による損害賠償請求事件と併合して審理され、あるいは一方の事件に他方が訴訟参加することにより、両者が同一の訴訟手続内で審理されることも多い。このように、両請求が同一の訴訟手続内で審理された場合については、内縁の配偶者に対してはその扶養利益喪失損害分の賠償が認められ、相続人に対しては被害者の死亡逸失利益から内縁の配偶者の扶養利益喪失損害分を控除した残額が認められるとする考え方が一般的である。被害者が生存していれば、その得べかりし収入から扶養料に相当する金額が費やされるはずであり、その残額が相続されると考えられるからである。また、内縁の配偶者による請求が先行した場合も、同様に考えるのが一般的である。すなわち、被害者の死亡逸失利益額の範囲内で算定された扶養利益喪失分が被扶養者に認められ、被害者の逸失利益額から被扶養者の扶養利益分を控除した額が相続人に認められる。問題は、相続人による請求が先行した場合である。この場合については、相続人が扶養利益相当分を含む全損害を請求する、相続人と加害者間の訴訟において、加害者が、内縁の配偶者の扶養利益相当額の控除を抗弁として主張することができるのか（第1の論点）、相続人の請求に対し加害者が賠償額全額を支払った場合に、その弁済にはどのような効力があるか（第2の論点）が議論されている。第1の論点については肯定否定双方の見解があり、第2の論点については、加害者が常に免責されるとする考え方と、債権の準占有者に対する弁済として免責されるとする考え方がある。

### (2) 裁判例の傾向

そこで、これらの場合について平成以降の裁判例を検討したところ、両請求が同一訴訟手続内で審理された場合については、内縁の配偶者に対してはその扶養利益喪失損害分の賠償が認められ、相続人に対しては被害者の死亡逸失利益から内縁の配偶者の扶養利益喪失損害分を控除した残額が認められるとするものが多かった。内縁の配偶者に対する弁済が先行した事例については、平成5年最判が参考になる。平成5年最判は、相続人が自賠法72条1項に基づいて政府保障事業による保障金の支払を求める訴訟を提起した事案において、「政府が死亡配偶者の内縁の配偶者にその扶養利益の喪失に相当する額を支払い、その損害をてん補したときは、右てん補額は相続人にてん補すべき死亡被害者の逸失利益の額からこれを控除すべきものと解するのが相当である」とし、その理由の1つとして、「死亡被害者の逸失利益は同人が死亡しなかったとすれば得べかりし利益であるところ、死亡被害者の内縁の配偶者の扶養に要する費用は右利益から支出されるものであるから」ということを挙げた。そして、相続人に対する弁済が先行した事例については、相続人に対する支払により加害者は内縁の配偶者との関係でも責任を免れるとしたものと、債権の準占有者に対する弁済を認めたものがあった。

### (3) 検討

両請求権の関係は、実体法的な観点から二つの考え方に整理できよう。一つは、相続人が、死亡した被害者の逸失利益額全額の賠償を求めた場合、その損害賠償請求権のうち内縁の配偶者の扶養利益喪失損害分は内縁の配偶者に帰属しており、当該部分の債権は内縁の配偶者のもので

あって相続人のものではないという考え方である（A説）。他方は、相続人は死亡した被害者の逸失利益全額についての賠償請求権を相続により取得し、内縁の配偶者は扶養利益喪失損害について賠償請求権を取得し、両請求権は内縁の配偶者の扶養利益喪失分の範囲でそれぞれ重なり合って存在しているという考え方である（B説）。

A説は考え方として明快であるが、第1の論点については、加害者からの、内縁の配偶者の債権額分の減額の主張を認めざるを得ない。被扶養利益喪失損害の算定については、平成12年最判によると具体的な事情に即した算定が必要であるが、内縁の配偶者本人の関与がない、相続人と加害者間の訴訟でも、内縁の配偶者の扶養利益喪失損害の有無及びその額を具体的に審理判断しなければならない。また、内縁の配偶者の扶養利益喪失損害についての裁判所の判断が訴訟外の内縁の配偶者に及ばないとすると、矛盾した判断の危険性がある。そこでこのような問題を訴訟告知制度をもって回避しうるかについて検討した。第2の論点につき、加害者において本来賠償責任を負う額を超える額の支払を強いられる結果となることは避けるべきであるところ、A説によれば、相続人に対する支払をもって内縁の配偶者に対する関係でも加害者を免責させるのは、債権の準占有者に対する弁済の成立であろうことから、債権の準占有者に対する弁済をもって適切な処理が可能となるかを検討した。

B説によると、内縁の配偶者の扶養利益分を含む被害者の死亡逸失利益全額について相続人に権利があるから、第1の論点については、加害者の減額の主張は認められなくなり、第2の論点においては相続人に対する弁済によって加害者は常に免責される。そうすると、内縁の配偶者本人の関与しないところで、同人の扶養利益喪失損害について判断することは回避でき、加害者において本来賠償責任を負う額を超える額の支払を強いられる結果は避けることができる。しかし、内縁の配偶者の債権と相続人の債権とが内縁の配偶者の扶養利益喪失分の範囲で重なり合うという、債権相互の関係の理論的説明がまず問題である。また、この考え方によると、内縁の配偶者の請求と相続人の請求が同一訴訟手続内で審理された場合には、内縁の配偶者に対しては扶養利益喪失損害分を、相続人に対しては死亡した被害者の死亡逸失利益全額を、それぞれ認容せざるをえないのではないか、すなわち死亡した被害者の死亡逸失利益額を超えた額を認容せざるをえないことにならないか等の問題が生じる。

## 7 終わりに

「相続構成」による損害賠償が認められている下での「扶養構成」による損害賠償請求の問題点、及び、「相続構成」による損害賠償請求と「扶養構成」による損害賠償請求の相互関係は、まだ十分な検討のなされていない課題である。事実婚、同性婚など、婚姻をめぐる社会状況が変化しつつある現状において、「扶養構成」による損害賠償請求は今後さらに増加することが予想される。今後もこのテーマについては判例及び学説の動向に留意していきたい。

以上

---

注1 用語の問題として、「被扶養利益」なのか「扶養利益」なのかという問題がある。扶養を受ける利益という意味で「被扶養利益」とするのが相当と考えるが、一般に「扶養利益」という表現が用いられることが多いことから、本文の2以下では「扶養利益」とした。